

令和9年度

保育施設 入園のしおり

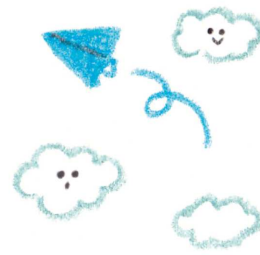


提出書類は受理後、コピーによるお渡しを含めお返しできかねます。

必要な方は予めコピーをしてください。

岐 南 町

目 次



1. 岐南町内で利用できる教育・保育施設	1 ページ
2. 子ども・子育て支援新制度 教育・保育給付支給認定について	1 ページ
3. 保育を必要とする事由について	2 ページ
4. クラス年齢について	2 ページ
5. 申込み手続きについて	3 ページ
6. 入園の選考について	6 ページ
7. 保育料について	7 ページ
8. 保育料の軽減について	9 ページ
9. 保育料の納付方法について	9 ページ
10. その他の費用について	10 ページ
11. 申込み後・入園後の各種手続きについて	11 ページ
12. その他の保育サービス	12 ページ
13. 幼児教育・保育の無償化について	13 ページ
14. 申込みに必要な書類	14 ページ
15. 入園申込書関係書類記入例	15 ページ
16. 岐南町保育施設一覧表	20 ページ
17. (参考) 企業主導型保育施設一覧表	20 ページ
■ 町内保育施設の紹介	21 ページ



岐南町役場こども未来部
こども安心課

〒501-6197

岐南町八剣7丁目107番地

TEL (058) 247-1344

FAX (058) 247-1488

1. 岐南町内で利用できる教育・保育施設

区 分	特 徴
認定こども園	幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つ施設です。 保育要件を必要としない教育枠（1号）、共働きなどの保育要件を必要とする保育枠（2・3号）があります。
保育園 小規模保育施設	共働きなどで、日ごろ家庭で保育ができない方が預ける児童福祉施設です。（2・3号）

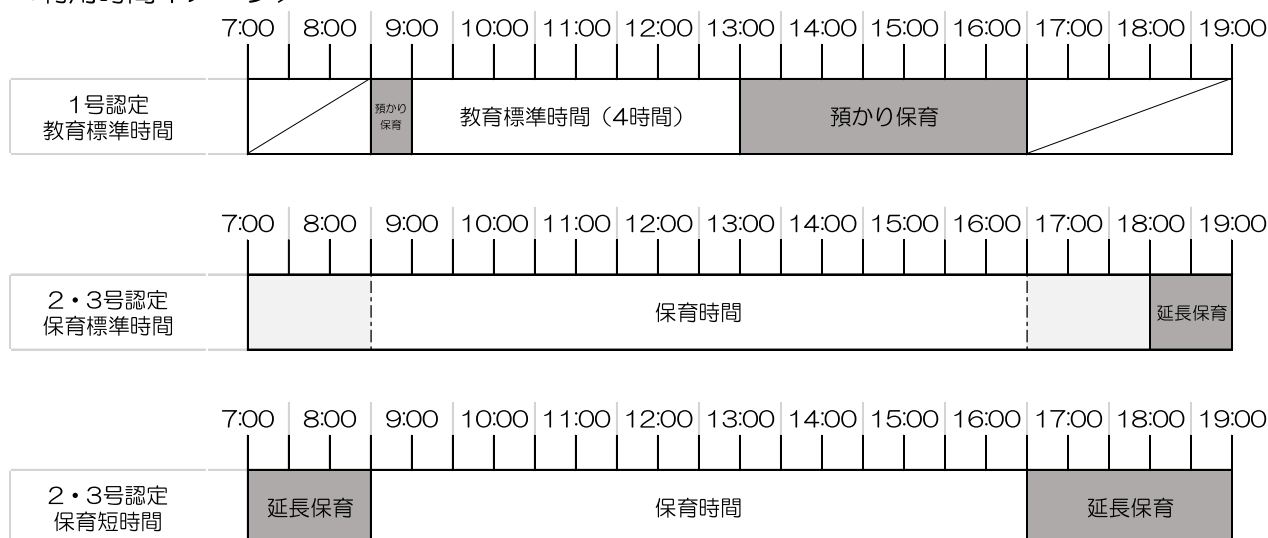
2. 子ども・子育て支援新制度 教育・保育給付支給認定について

保育園・認定こども園・小規模保育施設の利用にあたり、「教育・保育給付認定」を受けていただきます。

認定の区分

設定区分	1号認定（教育認定）	2号認定（保育認定）	3号認定（保育認定）
対象年齢	3～5歳	3～5歳	0～2歳
利用施設	認定こども園	保育園、認定こども園	保育園、認定こども園、小規模保育施設
施設の 利用時間	教育標準時間認定（4時間） ＋ 預かり保育（4時間）	保育標準時間 （1日11時間以内） 就労（月120時間以上）、妊娠・出産など ※18時を超える利用は延長料金が発生します。	
		保育短時間 （1日8時間以内） 就労（月64時間以上120時間未満）、求職活動など ※保育時間を超える利用は延長料金が発生します。	

<利用時間イメージ>



※ 預かり保育・延長保育は、保育料とは別に費用がかかります。

※ 保育時間・延長保育の時間は保育施設によって異なります。

3. 保育を必要とする事由について

保育施設の入園は、岐南町に住民登録があり、以下の認定事由が必要です。

認定事由		保育を必要とする事由
①	就 労	就労時間が月 64 時間以上ある ※3歳未満児は、1日4時間以上×週4日以上（かつ月 16 日以上）の就労が必要です。
②	妊娠・出産	出産予定月の前後各2ヶ月以内
③	疾病・障がい	保護者の疾病・負傷・心身の障がいにより、子どもを保育できない場合
④	介護・看護	同居親族の常時介護・看護により、子どもを保育できない場合
⑤	災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたるため、子どもを保育できない場合
⑥	求職活動	求職活動を継続的に行っている場合（起業準備を含む） ※入園後3ヶ月以内に就労証明書などの提出がない場合は退園になります。 （認定こども園に入園している3歳以上児は2号認定から1号認定に変更） ※利用時間は「保育短時間」のみ
⑦	就 学	学校に在学しているまたは職業訓練を受けている場合
⑧	虐待・DV	虐待や DV の被害を受けている（おそれがある）場合
⑨	育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している場合（3歳以上児のみ ※1）
⑩	そ の 他	上記に類する状態として町長が認めたとき

- ※1 育児休業中の場合は児童を家庭で保育することができるため、原則入園の対象にはなりません。ただし、3歳以上児に限り保護者の育児休業取得時（育児休業開始日）に、既に保育施設に入園していた子どもは、継続利用が可能となる場合があります。
- 育児休業中で、利用開始月中に復職しない場合は「就労」に該当しないため、利用決定を取り消す場合があります。

4. クラス年齢について

令和9年度クラス年齢一覧（令和9年4月1日時点の年齢が基準となります。）

クラス年齢	生年月日
0歳児	2026年（令和8年）4月2日～
1歳児	2025年（令和7年）4月2日～2026年（令和8年）4月1日
2歳児	2024年（令和6年）4月2日～2025年（令和7年）4月1日
3歳児（年少）	2023年（令和5年）4月2日～2024年（令和6年）4月1日
4歳児（年中）	2022年（令和4年）4月2日～2023年（令和5年）4月1日
5歳児（年長）	2021年（令和3年）4月2日～2022年（令和4年）4月1日

5. 申し込み手続きについて



■ 1号認定 認定こども園（教育利用）

- ・入園の選考および契約は、保育施設が行います。

■ 2・3号認定 保育園・認定こども園・小規模保育施設（保育利用）

- ・入園の利用調整は、町が行います。
- ・保育園は町と契約し、認定こども園、小規模保育施設は保育施設と契約します。

※申込前に希望する保育施設へ見学に行ってください。

※認定こども園における「教育認定」の空き状況は、保育施設へお問い合わせください。

※保育士の配置状況に応じて受入れできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、他の利用希望者と利用調整を行いますので、空きがあっても入園をお約束するものではありません。

■ 申し込み時点で岐南町に住民登録がない場合（岐南町に転入予定あり）

申込時点で岐南町外に在住の方でも、入園希望月の前月末日までに岐南町に転入する予定があれば、申込みを受け付けます。その場合、申込時に「転入に関する誓約書」の提出が必要になります。

令和9年4月1日から入園を希望する方（一次募集）

■ 申込みから入園までの主な流れ

申請書類配布・提出	
令和8年10月1日（木） ～10月30日（金） 土・日・祝日は除く	〔配布・提出場所〕 第一希望の保育施設 申込みの際は、必ず入園希望のお子さまと一緒にお願いします。 ※「りんご保育園ぎなん北」が第一希望の方は、「りんご保育園ぎなん」が配布・提出場所となります。
利用調整	
11月～1月上旬	【1号認定】 各保育施設で選考を行います。
	【2・3号認定】 岐南町が保育の必要性の高い順に利用調整を行います。
支給認定・契約	
※岐南町に転入予定の方は、転入が確認でき次第、順次発送します。3月31日までに転入をお願いします。	
1月下旬	【1号認定】 町から保護者の方に「支給認定証」、施設から「内定通知書」が送付されます。
	【2・3号認定】 町から、保護者の方に「支給認定証」と「内定通知書」を送付します。 ※入園できなかったときは、「施設利用保留通知書」にてお知らせします。

※4月入園（一次募集）の空き状況は、

10月1日（木）に岐南町ホームページで公開します。

空き状況を確認した上でお申し込みください。



◀ 空き状況

令和9年4月1日から入園を希望する方（二次募集）

■申込みから入園までの主な流れ

※一次募集で定員に満たない保育施設のみ二次募集を行います。

申請書類配布・提出	
令和9年1月18日（月） ～1月29日（金） 土・日・祝日は除く	〔配布・提出場所〕 岐南町役場 こども安心課
利用調整	
2月上旬～2月中旬	【1号認定】 各保育施設で選考を行います。
	【2・3号認定】 岐南町が保育の必要性の高い順に利用調整を行います。
支給認定・契約	
※岐南町に転入予定の方は、転入が確認でき次第、順次発送します。3月31日までに転入をお願いします。	
2月下旬	【1号認定】 町から保護者の方に「支給認定証」、施設から「内定通知書」が送付されます。
	【2・3号認定】 町から、保護者の方に「支給認定証」と「内定通知書」を送付します。 ※入園できなかったときは、「施設利用保留通知書」にてお知らせします。

※4月入園（二次募集）の空き状況は、
1月18日（月）に岐南町ホームページで公開します。
空き状況を確認した上でお申し込みください。



◀
空き
状況

令和9年5月1日以降 年度途中からの入園を希望する方

■申込みから入園までの主な流れ

申請書類配布	
令和8年 10月1日（木）～ 土・日・祝日は除く	[配布場所] 岐南町役場 こども安心課
申請書類提出	
入園希望月の前々月の1日 ～前々月末日 土・日・祝日は除く	[提出場所] 岐南町役場 こども安心課
利用調整	
入園希望月の前月1日 ～20日頃	岐南町が保育の必要性の高い順に利用調整を行います。
支給認定・契約 ※岐南町に転入予定の方は、転入が確認でき次第、順次発送します。入園希望月の前月末日までに転入をお願いします。	
入園希望月の前月20日頃	町から、保護者の方に「支給認定証」と「利用契約決定通知書」または「利用者負担額決定通知書」を送付します。 ※入園できなかったときは、「施設利用保留通知書」にてお知らせします。

※12月以降の入園については、3月末までの期間限定での入園となります。4月以降も入園を希望する場合は、令和10年4月入園（令和9年10月実施）の申込みが必要です。

※1号認定で認定こども園の入園を希望する方は、保育施設へお申し込みください。

※5月以降の入園の空き状況は、申請書類提出月の15日頃に
岐南町ホームページで公開します。

空き状況を確認した上でお申し込みください。



▲
空き
状況

■年度途中の入園申請時期

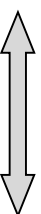
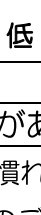
入園希望月	申請受付期間	入園希望月	申請受付期間
5月	3月1日から3月31日	11月	9月1日から9月30日
6月	4月1日から4月30日	12月	10月1日から10月31日
7月	5月1日から5月31日	1月	11月1日から11月30日
8月	6月1日から6月30日	2月	12月1日から12月28日
9月	7月1日から7月31日	3月	1月4日から1月31日
10月	8月1日から8月31日		

※土・日・祝日は除く

6.入園の選考について

保護者の就労状況や世帯の状況などを総合的に判断し、保育の必要性の高い子どもから入園を決定します。

入園が必要と認められる場合でも、保育施設の定員などの事情により、保育施設に入園できない場合があります。

優先度	保護者の状況 (就労の場合)	1ヶ月間の 就労時間	世帯の状況
高 	育児休業明け の常勤 常勤(フルタイム) パートタイム就労	長い	ひとり親世帯 父母と子ども のみの世帯
低 	求職活動中	短い	保育できる同居 親族がいる世帯

■心身に障がいや言葉の遅れなどがある子どもの入園について

子どもの発育・発達の状態（集団に慣れて楽しく生活できるか、身辺自立など）を確認したうえで入園を決定します。子どもの成長などのご心配がある場合は、申込前にかかりつけ医療機関や利用中の施設などで、保育施設で集団生活が可能かどうか確認していただくとともに、子どもと一緒に希望する保育施設へ見学に行き、ご相談ください。

■医療的ケアが必要な子どもの入園について

下記の保育施設で医療的ケアが必要な子どもの保育を実施しています。詳しくはこども安心課までご相談ください。

面談の上、必要とする医療的ケアに関して保育施設での受入れ可能性の検討をします。医療的ケアが必要な子どもの受入れ定員に空きがあっても受入れ体制が整わず、入園をお受けできない場合があります。また、安全な保育の提供のために準備期間を十分に確保する必要があるため、保護者の方とご相談の上、入園時期や利用可能時間などを調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。

【実施施設】

- ・よつば保育園ぎなん（0～2 歳児）
- ・うれしの認定こども園（0～5 歳児）

■広域入所（岐南町以外の保育施設を利用したい場合）について

【対象となる子ども】

- ✓保護者のいずれかの勤務地が該当の市町村にあり、勤務終了後、岐南町の保育施設などの保育時間内にお迎えに行くことができない小学校就学前の保育の必要がある子ども
- ✓里帰り出産する場合で、保育の必要がある子ども
- ✓次年度に就学を控えており、環境の変化に配慮する必要がある子ども

※希望する方は、ご自身で該当市町村に空き状況および入園が可能かを事前に確認した上でご相談ください。なお、受入れ市町村の受入れ基準などにより、ご希望に添えない場合があります。

【申込先】 岐南町役場 こども安心課

7.保育料について

■ 3～5歳児クラスの保育料について

認可保育施設を利用する子どもの利用者負担額（保育料）は無料です。満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間（3～5歳児クラス）が無料となります。

ただし、給食費や、実費として徴収される費用（延長保育料、預かり保育料、園服代、用品代、遠足バス代など）は別途必要となります。給食費や、実費として徴収される費用の詳細については、各保育施設にお問い合わせください。

■ 0～2歳児クラスの保育料について

保育料は、下記の利用者負担額基準額表のとおり、入園する園の種別を問わず、町で算定します。
年度の途中で満3歳となっても、その年度内の保育料は下記の表のとおりです。

利用者負担額（保育料）基準額表

階層 区分	階層	保育料（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
3	ひとり親世帯等の認定世帯	6,000円	5,800円
	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	13,000円	12,700円
4	ひとり親世帯等の認定世帯 （市町村民税所得割課税額 77,101円未満 ）	6,000円	5,800円
	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	21,000円	20,600円
5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	31,000円	30,400円
6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	42,000円	41,200円
7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	56,000円	55,000円
8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	72,000円	70,700円

※原則として子どもと世帯・生計を同じくしている父母の市町村民税所得割額などの合計により決定します。**税情報が確認できない（未申告：育児休業中で収入がないなど）場合は、保育料が最高階層の設定となる場合があります。**

※父母の収入が一定基準に満たない場合などで、子どもの祖父母などと同居している方は、家計の主宰者（祖父母など）との合算となる場合があります。

■保育料の改定について

市町村民税の額は、毎年6月に決定されるため、9月分の保育料から改定を行います。

区分	判断資料
令和9年4月～令和9年8月分の保育料	令和8年度の市町村民税所得割額 (令和7年1月から12月までの所得に対する税額)
令和9年9月～令和10年8月分の保育料	令和9年度の市町村民税所得割額 (令和8年1月から12月までの所得に対する税額)

◎保育料算定資料

【普通徴収の方（納税通知書で支払われている方）】

令和 年度 町民税・県民税・森林環境税課税明細

営業所得	雑損・医療費	総所得金額
農林所得	社会保険料	分離課税 短期所得金額
不動産所得	小規模共済	分離課税 長期所得金額
配当所得	生命保険料	株式等の譲渡所得金額
給与所得	地震保険料	分離課税所得金額
雑所得	障害・寡・ひ・勤	先物取引所得金額
雑所得	配偶者・配偶者特別	山林・退職所得金額
雑所得	扶養等	
雑所得	基礎控除	
雑所得	所得控除合計	
雑所得	扶養該当	
雑所得	税額控除前所得割額	
雑所得	調整・配当控除等	
雑所得	特別税額控除等	
雑所得	寄附金税額控除等	
雑所得	配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	
雑所得	均等割額	
雑所得	計 ①-②-③-④-⑤+⑥	
雑所得	住民税額 ② + ①	
雑所得	森林環境税額	
雑所得	所得割より控除されるべき額がなくなった場合、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	

【特別徴収の方（住民税を給与天引きで支払われている方）】

税額控除前所得割額④	変更月	令和 年度 給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）
税額控除額⑤	月	受給者番号
所得割額⑥	月	氏名
均等割額⑦	月	指定番号
税額控除前所得割額④	6月分	住所
税額控除額⑤	7月分	所
所得割額⑥	8月分	整理番号
均等割額⑦	9月分	
森林環境税額⑧	10月分	
特別徴収税額⑨	11月分	
控除不足額⑩	12月分	
既納付額⑪	1月分	
既納付額⑫	2月分	
差引納付額（⑨-⑫-⑩、⑪）	3月分	
変更前税額⑬	4月分	
増減額（⑨-⑬）	5月分	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る裁決の遡達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分取消の請求は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は、手続上の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

岐南町長

ここからゆっくりはかしてください

問い合わせ先 岐南町役場税務課 電話(058)247-1397

【所得課税証明書】

年税額 (注3)	令和 年度分 年税額の内訳
課税標準額	町民税 県民税
総所得	税額控除前所得割額
	税額控除等
	住宅借入金等特別税額控除
	寄附金税額控除申告特別控除
	配当割額・株式等譲渡所得割額控除
	均等割額

* この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

岐阜県羽島郡岐南町長

8.保育料の軽減について

- ①小学校就学前の子どもが2人以上おり、保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所・企業主導型保育施設などに同時入園している場合、保育料の軽減を受けることができます。
(ただし、軽減を受ける子どもが、認可施設を利用する場合があります。)

第1子：軽減なし 第2子：半額 第3子：無料

〈適用例〉

1番目の子	認可保育施設	企業主導型	企業主導型	企業主導型	企業主導型
2番目の子	認可保育施設 ⇒半額	認可保育施設 ⇒半額	企業主導型 ⇒対象外	認可保育施設 ⇒半額	企業主導型 ⇒対象外
3番目の子	認可保育施設 ⇒無料	認可保育施設 ⇒無料	認可保育施設 ⇒無料	企業主導型 ⇒対象外	企業主導型 ⇒対象外

※幼稚園、特別支援学校、児童発達支援施設などをご利用の方は、おたずねください。

- ②市町村民税所得割額が57,700円未満の2人親世帯は、同時入園でなくても、第2子は半額、第3子以降は無料。

- ③市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等は、第2子以降無料。

※ひとり親世帯等：母子・父子家庭、同居で身体障害者手帳、療育支援手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯

※該当する方の手帳のコピーを申請時にご提出ください。

- ④18歳未満の子どもが3人以上いる世帯で、第3子目以降の子どもが入園しているときは、第3子目以降の保育料は無料。(岐南町独自事業)

9.保育料の納付方法について

【保育園の場合】

岐南町にお支払いいただきます。支払方法は、原則、口座振替となります。口座振替日は各月の月末です。ただし、12月は25日が振替日となります。(金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。)

口座振替を希望しない、または残高不足などで口座振替ができない場合は、毎月納付書を送付しますので、速やかに金融機関などの窓口で納付してください。

※口座振替日前には、必ず預金残高の確認をお願いします。

【認定こども園・小規模保育施設の場合】

保育施設にお支払いいただきます。支払い方法などは、各保育施設にお問い合わせください。

【全施設共通】

長期間欠席する場合、在籍中は保育料をお支払いいただきます。

10.その他の費用について

■給食費について

0～2歳児クラスの子どもは、保育料に含まれるため、給食費の徴収はありません。

3～5歳児クラスの子どもは、別途給食費（主食費（ご飯やパン代）と副食費（おかずやおやつ代））が必要です。給食費の金額は在籍する保育施設によって異なります。また、各保育施設にお支払いいただきます。下記に該当する世帯などは、副食費が免除されます。対象者の決定は4月と9月の年2回行い、免除対象となった場合は通知します。

【副食費の免除対象者】

<1号認定子ども>

- ・市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の全ての子ども
- ・年少から小学校3年生までの子どもが3人以上いる世帯の、3子目以降の子ども

<2号認定子ども>

- ・市町村民税所得割が57,700円（ひとり親世帯等の場合77,101円）未満の世帯の全ての子ども
- ・18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の、3子目以降の子ども（岐南町独自事業）

区分	判断資料
令和9年4月～令和9年8月分の副食費	令和8年度の市町村民税所得割額 （令和7年1月から12月までの所得に対する税額）
令和9年9月～令和10年8月分の副食費	令和9年度の市町村民税所得割額 （令和8年1月から12月までの所得に対する税額）

■その他の費用について

保育料や給食費以外に保護者の方に負担いただく費用は、延長保育料、預かり保育料、園服代、用品代、写真代、遠足バス代などがあります。これらの費用は、保育施設にお支払いいただくことになります。詳細は、各保育施設にお問い合わせください。

※ 延長保育料：2・3号認定子どもの内、延長保育を利用する場合にかかる費用

※ 預かり保育料：1号認定子どもの内、預かり保育を利用する場合にかかる費用

11.申込み後・入園後の各種手続きについて

申込み後

以下の理由で入園した場合は、入園後に証明書類の提出が必要です。
 (妊娠・出産を理由として入園された場合は、入園期間にご注意ください。)



入園理由	提出が必要な書類など
求職活動	・ 3ヶ月以内に就労証明書をご提出ください。 ※入園後3ヶ月以内に就労証明書の提出がない場合、退園になります。 (認定こども園に入園している3歳以上児は2号認定から1号認定に変更)
妊娠・出産	・ 出産予定月の前後各2ヶ月以内が入園期間です。 - 期間満了後も引き続き入園の必要がある場合は、その理由を証明する書類をご提出ください。 ※提出がない場合、退園になります。 (認定こども園に入園している3歳以上児は2号認定から1号認定に変更)

入園後

入園後、家庭や就労状況などに変更があった場合は変更届の提出が必要です。
 支給認定の変更や保育料などに影響することがありますので、原則として毎月15日までに各保育施設に提出してください。(期限を過ぎると変更は翌々月となります。)

変更の内容	必要書類
氏名、住所が変わったとき 世帯員の増減があったとき	変更届
勤務先、就労時間や日数が変わったとき	変更届 就労証明書
仕事を辞めるとき	変更届
妊娠が判明したとき	変更届 母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日が記入してあるページ)
育児休業を取得、期間変更、復職するとき	変更届 就労証明書(育児休業期間が記載されたもの)
転園するとき	転園届
退園するとき	退園届

※上記の例以外にも、変更が生じた場合は、必要書類の提出が必要です。こども安心課または各保育施設にお問い合わせください。

12.その他の保育サービス

☆一時預かり

保護者の就労、通院や治療、看護、冠婚葬祭などの理由で家庭保育が困難な場合、一時的に子どもを預かります。また、子育てのリフレッシュを図るときも利用できます。

《対象児童》	岐南町在住の概ね1歳～就学前の子ども
《場 所》	岐南町内各保育施設（小規模保育施設を除く） ※0歳児については要相談
《利用料金》	1時間300円

※利用時間・日数は保育施設とご相談ください。

※利用時間・施設により、給食やおやつの費用が別途かかることがあります。

※ご利用の際は、事前に各保育施設へお問い合わせください。



☆こども誰でも通園制度

保護者の就労の有無や理由にかかわらず、保育施設を利用できる制度です。

《対象児童》	岐南町在住の0歳6ヶ月～3歳に達する日以後最初の3月31日まで （保育所・認定こども園などに通っていないこと）
《場 所》	多機能型地域子ども安心センター
《利用料金》	1時間300円
《申込み先》	岐南町役場 こども安心課



◀詳細はこちら
（岐南町 HP）

※給食の提供はありません。

☆病児・病後児保育

病気または病気の回復期で、保育施設などで集団での保育が難しくかつ保護者の勤務の都合など、やむを得ない事情により家庭での保育ができない子どもをお預かりします。

（休園日を除いて連続5日まで）

《対象児童》	小学校3年生までの子ども
《利用料金》	5時間未満/1,500円 5時間以上/3,000円 昼食費(希望者のみ) 300円
《場 所》	岐南さくら保育園
《定 員》	1日3名（感染症の子どもがいる場合は1名）



※ご利用の際は、事前登録が必要です。

※利用時間などは、岐南さくら保育園まで
お問い合わせください。



◀詳細はこちら
（岐南町 HP）

☆はしま広域ファミリー・サポート・センター

育児の支援を受けたい「依頼会員」が、育児の支援をしたい「提供会員」のサポートを得て、安心して子育てができるよう地域ぐるみで支援する会員制の事業です。

＜支援の内容＞

- ・ 保育施設などの保育開始前および終了後の子どもの預かり
- ・ 急な残業、冠婚葬祭、通院時などの子どもの預かりや送迎など



◀詳細はこちら
(岐南町 HP)



13. 幼児教育・保育の無償化について

認可保育施設の保育料以外にも、下記の施設を利用する子どもの利用料が無償となります。
※食材料費、行事費などは無償化の対象外です。

【認定こども園の預かり保育】

1号認定を受けて認定こども園に通う場合でも、保育の必要性の認定（新2号認定）を受けている場合、預かり保育の利用料が無償となります。（上限あり）

【認可外保育施設など】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業について、保育の必要性の認定を受けている場合、利用料が無償となります。（上限あり）

【幼稚園】

保育の必要性の認定を受けている場合、利用料に加え、預かり保育料が無償となります。（上限あり）

必要な認定	教育・保育給付認定		施設等利用給付認定			
	認可保育園・ 認定こども園 (2・3号)など	認定こども園(1号)・ 施設型給付幼稚園		私学助成幼稚園		認可外保育施設・ 一時預かりなど
		教育(利用料)	預かり保育	教育(利用料)	預かり保育	
3～5歳児クラス	無償	無償	無償(※) 上限12,300円	無償 上限28,000円	無償(※) 上限12,300円	無償(※) 上限40,300円
満3歳児		無償	×	無償 上限28,000円	×	
住民税非課税世帯の満3歳児		無償	無償(※) 上限17,700円	無償 上限28,000円	無償(※) 上限17,700円	
住民税非課税世帯の0～2歳児	無償					無償(※) 上限45,700円

注：※の部分については、無償化にあたり保育の必要性の認定が必要です

注：預かり保育で無償化されるのは、日額490円×利用日数の範囲内のみです。

14.申込みに必要な書類

対象者		提出および添付が必要な書類
申込者全員		☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書 (児童1人につき1枚必要) ※同居の家族状況を必ずご記入ください。 ☐ 個人番号(マイナンバー) 申告書 ☐ 本人確認書類(写) 添付用紙
児童の保育が必要な状況を確認する書類	就労	☐ 就労証明書 ※自営業の方は営業していることが分かる書類の写しを添付 (営業許可証、開業届、確定申告書など)
	妊娠・出産	☐ 母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日記載ページ)
	疾病・障がい	☐ 保護者の診断書 または 状況がわかる手帳の写し (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など)
	介護・看護	☐ 親族の診断書 または 状況がわかる手帳の写し (介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など)
	災害復旧	☐ 申立書 ☐ 罹災証明書など(被害状況を証明できる書類)
	求職活動	☐ 求職活動等状況申告書兼就労誓約書 ※入園後3ヶ月以内に就労証明書などの提出がない場合退園になります。 (認定こども園に入園している3歳以上児は2号認定から1号認定に変更)
	就学	☐ 在学証明書 または 学生証の写し ☐ 在学期間がわかるもの ☐ 授業のカリキュラムの写し
	虐待・DV	☐ 申立書
	育児休業	☐ 就労証明書(育児休業期間の記入があるもの) ※育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
	その他	☐ 申立書など内容がわかる書類

※子どもの父、母、**65歳未満の同居(敷地内を含む)親族**それぞれの方について、子どもの保育を必要とする事由を証明する書類をご提出ください。

65歳未満の同居親族に関する書類が未提出(専業主婦などで保育が必要な事由に該当しないなども含む)場合は、利用調整の際に減点になります。

※その他必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

※申込書類は、提出後にお返しすることができません。控えが必要な方は、事前に写しをとり、提出してください。



15.入園申込関係書類記入例

令和9年度認定用

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼保育所等利用申込書

令和8年10月14日

保護者氏名 岐南 太郎

岐南町長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付

「有」に該当する方は、手帳のコピーを添付してください。

申請に係る 小学校就学前 児童	(ふりがな) 氏 名 (ぎなん じろう) 岐南 二郎	生年月日 令和5年 5月 5日	性別 男・女	障害者手帳 の有無 有・無
保護者 住所・連絡先	(住所) 岐南町八剣7-107 〒501-0000 (連絡先) 090-0000-0000 (父) 247-0000 (自宅) 080-0000-0000 (母)			
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入して下さい。			
保育の希望の 有無 (※)	有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する。 無 : 幼稚園 保育を必要とする理由に該当しない場合は、無に○を付けてください。 (認定こども園で1号認定を利用する場合は無に○)			

(※)

- ・「保育所等」とは、保育園、幼稚園（保育園部分）、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ）
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、幼稚園（幼稚園部分）、認定こども園（教育部分）をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入して下さい。

①世帯の状況（申請に係る児童を除く、すべての同居者を記入してください。）

区分	(ふりがな) 氏 名	児童との続柄	生年月日	性別	職業又は 学校名等	前年度分 (当年度分) 市町村民税 課税の有無	備考
児童の 世帯員	(ぎなん たらう) 岐南 太郎	父	S60 年 7 月 1 日	男・女	会社員 〇〇会社(株)	有・無	同居
	(はなこ) 花子	母	S60 年 3 月 3 日	男・女	パート (有)△△	有・無	同居
	(いちろう) 一郎	兄	H29 年 8 月 1 日	男・女	岐南町立北小学校	有・無	
	(なみお) 波男	祖父	S29 年 9 月 5 日	男・女	農業	有・無	別居
	(はまこ) 浜子	祖母	S34 年 7 月 7 日	男・女	パート (株)××商事	有・無	別居

祖父父母等の親族(世帯分離であっても同敷地内を含む)を記入してください。

例 0歳児: R9.4.1～R12.3.31
1歳児: R9.4.1～R11.3.31
2歳児: R9.4.1～R10.3.31
3歳児: R9.4.1～R12.3.31
4歳児: R9.4.1～R11.3.31
5歳児: R9.4.1～R10.3.31

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	令和9年4月1日から 令和●年3月31日まで	
利用を希望する 施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由	
	第1希望 ○○○○○園	(希望理由) ☐ 自宅付近 ☒ 兄弟入園 ☐ その他 ()
	第2希望 △△△△△園	(希望理由) ☒ 自宅付近 ☐ 兄弟入園 ☐ その他 ()
	第3希望 □□□□□園	(希望理由) ☒ 自宅付近 ☐ 兄弟入園 ☐ その他 ()
	第4希望 ○△○△○園	(希望理由) ☐ 自宅付近 ☐ 兄弟入園 ☒ その他 (職場付近)

- 提出書類は受理後、コピーによるお渡しをします。
 - 「記入上の注意」をよく読んでから記入する必要があります。
 - 字ははっきりと書いて下さい。
- 第1希望のみ記入するなど、希望園のみを指定して提出することもできますが、その場合は希望園の中で利用調整をし、定員を超えた場合は施設利用保留通知を送付します。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において記入して下さい。

該当するものにチェックを付けてください。
具体的な状況を必ず記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	☒ 就労（ ☒ 居宅外労働、 ☐ 居宅内労働） ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ （具体的な状況（勤務先住所、通勤所要時間・疾病の状況など）） （勤務先住所）八剣・・・ （通勤所要時間）片道10分	
	母	☒ 就労（ ☒ 居宅外労働、 ☐ 居宅内労働） ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ （具体的な状況（勤務先住所、通勤所要時間・疾病の状況など）） （勤務先住所）岐阜市・・・ （通勤所要時間）片道20分	
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ・ ☒ 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	月 曜日 から 金 曜日まで		8 : 30 から 18 : 00 まで
	保育の必要量に応じた区分		
	☒ 保育標準時間利用（1日11時間まで） ・ ☐ 保育短時間利用（1日8時間まで） ※保育標準時間、保育短時間ともに延長保育を利用することが可能です。		

④教育・保育給付認定申請に当たっての署名欄

1. 岐南町が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することがあります。

2. 次年度に利用開始を希望する場合は、教育・保育給付認定事務が集中し審査等に日時を要するため、利用開始年度の前年度3月までに教育・保育給付認定を行います。

以上のことに同意します。

保護者氏名 岐南 太郎

※表面と同じ方

*岐南町記載欄

※提出書類は受理後、コピーによるお渡しを含め、お返しできません。
必要な方は予めコピーをしてください。

記入不要

(裏面)

就労証明書

岐南町長

宛

就労先で記入を
お願いします。
No.1～No.18

保護者が記入
をお願いします。
No.19

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																																						
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																																																																																						
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日																																																																																						
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間(無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ～ 年 月 日																																																																																						
4	本人就労先事業所	名称 住所																																																																																						
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																																																																																						
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table> <tr> <td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td>合計 時間</td><td>月間</td><td>時間</td><td>分(うち休憩時間)</td><td>分</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="9">一月当たりの就労日数</td> <td>月間</td> <td>日</td> <td colspan="2">一週当たりの就労日数</td> <td>週間</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="9">平日</td> <td>時</td> <td>分</td> <td>～</td> <td>時</td> <td>分(うち休憩時間)</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td colspan="9">土曜</td> <td>時</td> <td>分</td> <td>～</td> <td>時</td> <td>分(うち休憩時間)</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td colspan="9">日祝</td> <td>時</td> <td>分</td> <td>～</td> <td>時</td> <td>分(うち休憩時間)</td> <td>分</td> </tr> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分(うち休憩時間)	分	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐						一月当たりの就労日数									月間	日	一週当たりの就労日数		週間	日	平日									時	分	～	時	分(うち休憩時間)	分	土曜									時	分	～	時	分(うち休憩時間)	分	日祝									時	分	～	時	分(うち休憩時間)	分
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分(うち休憩時間)	分																																																																												
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																																																																																	
一月当たりの就労日数									月間	日	一週当たりの就労日数		週間	日																																																																										
平日									時	分	～	時	分(うち休憩時間)	分																																																																										
土曜									時	分	～	時	分(うち休憩時間)	分																																																																										
日祝									時	分	～	時	分(うち休憩時間)	分																																																																										
	就労時間 (変則就労の場合)	<table> <tr> <td>合計時間</td> <td>☐ 月間</td> <td>☐ 週間</td> <td>時間</td> <td>分(うち休憩時間)</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td>就労日数</td> <td>☐ 月間</td> <td>☐ 週間</td> <td>日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>主な就労時間帯・シフト時間帯</td> <td colspan="5">時 分 ～ 時 分(うち休憩時間 分)</td> </tr> </table>	合計時間	☐ 月間	☐ 週間	時間	分(うち休憩時間)	分	就労日数	☐ 月間	☐ 週間	日			主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ～ 時 分(うち休憩時間 分)																																																																								
合計時間	☐ 月間	☐ 週間	時間	分(うち休憩時間)	分																																																																																			
就労日数	☐ 月間	☐ 週間	日																																																																																					
主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ～ 時 分(うち休憩時間 分)																																																																																							
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	<table> <tr> <td>年月</td><td>年</td><td>月</td><td>年月</td><td>年</td><td>月</td><td>年月</td><td>年</td><td>月</td></tr> <tr> <td>日/月</td><td>時間/月</td><td>日/月</td><td>時間/月</td><td>日/月</td><td>時間/月</td><td>日/月</td><td>時間/月</td><td></td></tr> </table>	年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月																																																																					
年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月																																																																																
日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月																																																																																	
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日																																																																																						
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ～ 年 月 日																																																																																						
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ～ 年 月 日																																																																																						
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日																																																																																						
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分(うち休憩時間 分)																																																																																						
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無																																																																																						
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																																																																																						
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																																						
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																																						
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ～ 年 月 日																																																																																						
18	備考欄																																																																																							
19	保護者記載欄	<table> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	年 月 日				児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	年 月 日				児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	年 月 日																																																																	
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																					
年 月 日																																																																																								
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																					
年 月 日																																																																																								
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																					
年 月 日																																																																																								

NO3.「雇用(予定)期間等」が☑有期の時は、こちら
もご記入ください。

個人番号（マイナンバー）申告書

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の必要書類として個人番号を下記のとおり申告します。

令和 8 年 10 月 14 日

（住民票上の世帯分離や市内外別居などの家族がある場合も記入してください。）

	続柄	氏 名・生 年 月 日											
		個人番号(マイナンバー)											
利用児童の世帯員	入所児童本人	岐南 二郎 R5年 5月 5日											
	12桁	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1
	保護者父	岐南 太郎 S60年 7月 1日											
	12桁	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
	保護者母	岐南 花子 S60年 3月 3日											
	12桁	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
	兄	岐南 一郎 H29年 8月 1日											
	12桁	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4
	祖父	岐南 波男 S29年 9月 5日											
	12桁	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5
	祖母	岐南 浜子 S34年 7月 7日											
	12桁	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6
		年 月 日											
	12桁												

申告に当たっての署名欄

マイナンバー法の施行に伴い個人番号（マイナンバー）の申告について、記載漏れ等があった場合には、住民基本台帳ネットワークから個人番号（マイナンバー）の確認について了承します。

申請書の保護者と同一

申告者氏名

岐南 太郎

児童氏名

岐南 二郎

児童の生年月日

R5年 5月 5日

●個人番号（マイナンバー）の利用目的について

提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付に関する事務であって法令で定めるものに必要な目的の範囲で取り扱います。

提出を受けた個人番号は、町において厳重に保管・管理いたします。

申請する保護者のものを添付してください。

本人確認書類（写）添付用紙

申請書の保護者と同一

（１）個人番号確認資料及び（２）身分確認資料は、どちらも添付してください。
保護者のもの（この記入例では、岐南太郎さんのもの）が必要となります。

名

岐南 太郎

（１）個人番号確認資料

※この枠内に、個人番号確認資料の写しを貼り付けてください。

貼り付ける個人番号確認資料

- ☐ マイナンバーカード
- ☐ 通知カード（番号がわかる面）
- ※令和２年５月２５日以降に住居表示が変更された方
- ☐ 個人番号が記載された住民票の写し



（２）身分確認資料

※この枠内に、身分確認資料の写しを貼り付けてください。

貼り付ける身分確認資料

顔写真付き身分証明証（以下の場合に限り）
（写真と氏名・生年月日がわかる面のコピー）

- ☐ マイナンバーカード（表面）
 - ☐ 運転免許証
 - ☐ パスポート
 - ☐ 身体障害者手帳・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳
 - ☐ 在留カードまたは特別永住者証明書
 - ☐ その他官公署等発行の身分証明書（顔写真付きのもの）
- ①氏名②生年月日または住所 の記載があるもの



16. 岐南町保育施設一覧表

※令和 8 年 9 月時点

【保育園（私立）】

※4 月 1 日時点で 0 歳の場合、本年度の学年は
0 歳児クラスとなります。

施設名	所在地	電話番号 (市外局番 058)	定員	クラス年齢	特別保育		
					延長 保育	一時 預かり	障害児 保育
岐南さくら保育園	みやまち 4-96	271-4424	130	0～2 歳児	○	○	○
うれしの東保育園	伏屋 1-39	247-7233	170	0～5 歳児 (満 1 歳～)	○	○	○

【認定こども園（私立）】

岐南さくら南認定こども園 (幼保連携型)	徳田 6-15	272-3612	200	1～5 歳児	○	○	○
岐南さくら認定こども園 けやきの杜 (幼保連携型)	八剣 1-105	247-6392	190	1～5 歳児	○	○	○
うれしの認定こども園 (保育所型)	平島 8-53	245-9962	170	0～5 歳児 (満 1 歳～)	○	○	○

【小規模保育施設（私立）】

りんご保育園ぎなん	伏屋 3-238-1	337-2567	12	0～2 歳児 (概ね 57 日～)	○	—	—
よつば保育園ぎなん	三宅 5-341	213-2381	19	0～2 歳児 (概ね 57 日～)	○	—	○
りんご保育園ぎなん北	三宅 5-48	337-2567	12	0～2 歳児 (概ね 57 日～)	○	—	—

※延長保育の時間については、次頁「保育施設の紹介」でご確認ください。

17. (参考) 企業主導型保育施設一覧表

施設名	所在地	電話番号 (市外局番 058)	定員	クラス年齢	開園日・時間
キッズガーデン どんぐりの木	八剣 2-19	201-2115	19 (うち地域枠 9)	6 ヶ月～5 歳児	月曜～土曜・祝祭日 8:00～19:00
ぐるんぱルーム	伏屋 8-45-1	201-2530	19 (うち地域枠 9)	0～2 歳児 (満 1 歳～)	平日 7:30～18:30 土曜 8:15～16:45

※詳細は各施設にお問い合わせください。